東京電力（株）　福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成１８年９月２５日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年9月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：２件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	２号機	所内電源盤取替作業の実施中、「Ｂ系原子炉自動スクラム」等の警報が発生したが、原子炉の状態に同警報を発生させるような変化はなかったことから、同警報を解除。今後、原因を調査	Ａｓ	9月24日公表済（PDF97kB）
2	４号機	原子炉隔離時冷却系の定例試験のため、同系統のポンプ駆動用タービンを起動したところ、「原子炉隔離時冷却系タービントリップ」の警報が発生し、当該系統が停止した。「運転上の制限」を満足していないと判断、措置として高圧注水系および自動減圧系の機能が健全であることを確認した。今後、原因を調査	Ａｓ	9月23日公表済（PDF316kB）

区分Ⅲ：１件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	５号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（Ｂ）において、過負荷トリップ事象が認められたため、対応検討	A	9月26日公表済 H18.9.28不適合委員会再審議にてグレード変更「その他（Ｃ）」→「区分Ⅲ」

その他：３１件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	１号機	屋外補機冷却海水ポンプ（Ｃ）吐出圧力計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該計器を点検・校正	D	
2	１号機	タービン建屋機械工作室東側天井において、雨漏れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	１号機	原子炉再循環系ＭＧセット（Ａ・Ｂ）潤滑油ポンプにおいて、メカシール部より潤滑油のリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
4	２号機	所内ボイラ給水流量積算計において、動作不良が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
5	２号機	タービン・発電機間軸受油切りの点検時、締付ボルトネジ部に伸び及びワッシャーに曲がりが認められたため、締付ボルト及びワッシャーを交換	D	
6	２号機	低圧タービン（Ａ）外部車室上半の浸透探傷検査時、溶接部に線状指示模様等が認められたため、当該部を修理	D	
7	２号機	可燃性ガス濃度制御系弁間（００１Ａ～００８Ａ）漏えい試験時、漏えいが認められたため、当該弁を分解点検	D	
8	２号機	非常用ガス処理系（Ａ）の点検に伴う安全処置実施時、安全処置不足による原子炉建屋通常換気系が全停止したため、是正及び対応検討	C	
9	２号機	原子炉給水ポンプ用タービン（Ａ・Ｂ）低圧蒸気加減弁（ＮＯ．３）の目視点検時、弁体・弁座シート面に損傷が認められたため、当該弁体・弁座を交換	D	
10	３号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ（Ｄ）において、グランドリーク量の増加が認められたため、グランド部を増締め	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	３号機	原子炉建屋換気系燃料交換フロア冷却コイル入口側給気ダクトにおいて、接続部にエアリークが認められたため、接続部を点検・修理	D	
12	４号機	ドライウェル換気空調系局所空調機ドレン流量の計器調査時、流量発信器及び演算器に計器精度の逸脱が認められたため、当該計器を修理	C	
13	４号機	計器設定に関する確認において、原子炉圧力容器温度記録計の計器仕様表の適用規格に誤記が認められたため、対応検討	C	
14	４号機	パワーセンタ（Ａ～Ｄ）動力変圧器盤において、フィルタに汚れが認められたため、フィルタを交換	D	
15	５号機	パーソナルエアロック駆動部点検時、常用灯カバーガラスにひび割れ等が認められたため、当該ガラスを交換	D	
16	５号機	原子炉建屋主排風機隔離弁の点検時、駆動空気制御用電磁弁の排気口よりリークが認められたため、当該弁を修理	D	
17	５号機	タービン建屋グランドシール蒸化器ドレンタンク水位計の点検時、水位計部品（圧力計）に破損が認められたため、当該計器を修理	D	
18	５号機	循環水ポンプ（Ａ・Ｂ・Ｃ）モータ冷却水配管の点検時、腐食が認められたため、当該配管を修理	D	
19	５号機	中央制御室換気空調系給気ファン（Ｂ）において、停止状態表示ランプに点灯不良が認められたため、当該表示ランプ回路を点検	D	
20	５号機	変圧器防災装置主変圧器用給水ストレーナにおいて、詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	D	
21	５号機	主変圧器防災用排水タンクポンプ起動停止用リミットスイッチの点検時、アラームユニットに動作不良（チャタリング）が認められたため、当該ユニットを点検・修理	D	
22	５号機	自動減圧（Ａ系）窒素ガス圧力調整弁前弁において、グランド部よりリーク（微少）が認められたため、当該部を点検・調整	D	
23	５号機	可燃性ガス濃度制御（Ａ）系ブロワ入口流量変換器の点検時、低圧側元弁以降の計装配管に詰まりが認められたため、当該配管を清掃	D	
24	５号機	サービス建屋カウンティングルーム隣の倉庫室内食堂排水配管において、腐食による水漏れが認められたため、当該配管を点検・修理	D	
25	５号機	所内ボイラ（Ｂ）バーナ用蒸気元弁のグランド部において、蒸気リーク（微少）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
26	６号機	廃棄物処理系カナル放出モニタにおいて、検出器等に汚れが認められたため、当該検出器を点検・清掃	D	
27	６号機	タービン建屋モータコントロールセンタにおいて、サーマル回路使用状態表示ランプの不点灯が認められたため、当該ランプ回路を点検	D	
28	６号機	中央制御室非常扉において、塗装の剥がれ（中操側）が認められたため、当該扉を補修塗装	D	
29	集中環境施設	海水冷却系伝熱管保護装置（Ａ・Ｂ・Ｃ）直流電源装置において、電流値に指示不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
30	その他	海生物処理設備放流水ＣＯＤ（化学酸素要求量）分析計の点検時、比較電極部に一部破損が認められたため、当該部を交換	D	
31	その他	水処理設備排水処理装置処理水槽出口配管において、水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生　　など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障 （技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入　　など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生　など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理　　など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

＊「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）
本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）
○Ａｓ　：法令、安全協定に基づく報告事象
　　プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
○Ａ　　：保安規定に関わる不適合事象
　　定期検査工程へ大きな影響を与える事象
○Ｂ　　：国の検査等で指摘を受けた不適合事象
　　運転監視の強化が必要な事象
○Ｃ　　：品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
○Ｄ　　：通常のメンテナンス範囲内の事象
○対象外：消耗品の交換等の事象

＜注　意＞
掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電　話：0240-32-3432　　福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで